

岩手県市町村総合事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業
主行動計画

〔平成28年4月1日〕
〔岩手県市町村総合事務組合管理者〕

1 目的

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、岩手県市町村総合事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）を定めるものである。

2 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から令和8年3月31日までの期間とする。

3 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について、随時協議を行うものとする。

4 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析し、女性職員の活躍を推進するため、次の目標を設定する。

- (1) 月30時間を超える時間外勤務をできるだけしないよう職員の意識向上を図るとともに、適宜業務量の見直しを行う。
- (2) 年次休暇の取得率を最低30%となるように、取得率の低い職員に対し取得を促す。

5 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

4で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

- (1) 出産を控えている全ての男女に対し、管理職員（又は人事担当部局）による面談を行い、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）の活用促進やキャリアプランに関する助言を行う。
- (2) 育児休業等の両立支援制度を利用したことのみによって、昇格・昇任に不利益とならないようにする。
- (3) 育児休業等の取得前後において、職場との連絡体制の確保等の必要な支援を行う。

- (4) 男性の育児休業取得の促進に向けて、管理職員の意識改革を図る。
- (5) 管理職員が各職員に早期退庁を勧奨する。
- (6) 職員の業務分担の見直しを定期的に行い、各職員の業務量の平準化を図る。
- (7) 年次休暇の取得目標を定め、各職員への徹底を図る。
- (8) ワークライフバランス（仕事と生活の調和）推進に資するような効率的な業務運営や良好な職場づくりを実施する。